

労働衛生リスクアセスメント実務研修会 報告

大久保興平、堀木幹夫

工学研究科・工学部技術部 環境・安全技術系

はじめに

労働災害の防止を図るため、近年企業等において、労働安全衛生マネジメントシステムの導入が急速に進められており、実際にその成果が得られている。本システムを推進するための重要なポイントは、事業場における潜在的な危険や有害要因を除去又は低減し労働災害の可能性を最小限に抑えることであり、リスクアセスメントはそのための一つの手法である。

本研修会は、衛生管理者や労働安全衛生関係者を対象として、主に労働衛生に的をしぼり、その仕組み・実施計画・管理等の実務を理解することを目的に開催された。受講者の定員は30名で、当日は種々の業種の安全衛生関係者が受講した。講師は元某製鉄会社の安全衛生部門担当で、そこでの経験・事例も掲げて講義が行われたため、大変参考となるものがあった。以下に本研修会の内容等について報告する。

1. 研修の概要

研修の日時、内容等は次のとおりである。研修の内容については、紙面の都合もあるため、主だったものについて報告する。

研修日時：平成19年11月16日（金）9時30分～17時
受講場所：名古屋南労働基準協会（主催）
講師：平石 堅（名古屋南労働基準協会講師）
内容：労働衛生管理とリスクアセスメントの進め方
1. 衛生管理とは
2. 労働安全衛生法の規制概要
3. 企業の衛生管理の基本と法規制の概要
4. 管理者としての役割
5. 労働衛生リスクアセスメントの進め方
6. 最近の労働衛生管理と行政官庁の方向

2. 衛生管理とは

「労働者の健康を保持増進し、労働力の確保を図るため、労働者の健康に強い影響を与える各種の条件を適正に調整すること。」とされている。すなわち、労働環境を整備・改善し、労働者の健康状態とその推移について調査研究を行い、作業を合理的・健康的にならしめることである。

3. 企業の衛生管理の基本

労働衛生管理は、今や企業にとっては最も重要で企業の存続にも影響する。すなわち、社員を大切にしている企業は若年層にも人気があり生き残るが、粗末にする企業は敬遠され不安定となる。また近年、労働者の製造業やソフト業界離れが多いことは周知の事実である。この主な原因は、働く側としては「3Kや7K」*の職場では働きたくない。また親の側も働かせたくない。といった心理

*：きつい、汚い、危険、臭い、腰にくる、来ない（嫁）、給料が安い、人間関係が悪い、高齢者不要、管理職が無知など

が働くと考えられる。優秀な人材の確保は企業の命運を左右する。そのためには、労働者のケガや健康障害の発生を防止し、健康と安全の確保を行うと共に、積極的に働きやすい環境作りを行い、これらの悪しきイメージを払拭することが重要な課題となる。

4．管理者としての役割

労働安全衛生法第1条には、「職場における労働者の安全と健康の確保」、「快適な職場環境の形成」がこの法律の目的として記されており、また同法第3条には、「事業者に対する労働者の安全と健康の確保義務」が記されている。

労働者の安全及び健康障害の発生を防止する手段としては、作業環境管理（作業環境の適正な維持管理）、作業管理（労働者が適正に作業できる環境の整備）、健康管理（労働者の健康状態を常時監視し、適正配置に努める）、労働衛生教育（労働者に対する定期的な安全衛生教育の実施）が必要となり、企業の労働安全衛生を推進する管理者は理解しておくべき基本的なことである。

これらの管理（3管理＋1管理）を実施するために、各層管理者の実施すべき事項として、「安全衛生関係事前評価の不備・不十分な個所のチェック」、「労働安全衛生リスクアセスメントの実施」、「健康異常者・職業性疾病の兆候者のチェック」、「定期・特殊健康診断の実施」等が掲げられる。

5．労働安全衛生関係のリスクアセスメント

リスクアセスメントの意味を岩波国語辞典で調べると、「リスク：危険」、「アセスメント：物事の総体としての量・価値の計算的評価」と記されている。一方、労働安全衛生関係に限定し、中央労働災害防止協会等のホームページに掲載された内容を総合すると、「労働者の就業に係る危険性又は有害性（ハザード）を特定し、リスクを見積り、評価し、記録・実施すること」となる。

具体的な手順としては、次の手順から成り立っている。危険性又は有害性の特定。リスクの見積り。リスクの優先度の設定・低減措置の検討。リスクの低減措置の実施。

6．リスクアセスメントの進め方

研修会当日は、5つの災害事例に基づき受講者を5班に分け、前述した～の具体的な手順に従ってリスクアセスメントを行った。この具体的な方法については、手法が同じであるため、本「技報」の研修会報告『名古屋大学における労働安全衛生マネジメントシステムの適応の検討（松浪、斎藤、平埜、大久保）』のページに委ねる。災害事例としては、次のものがあつた。

じん肺（局所排気装置の未設置及び不備）	一酸化炭素中毒事故（死亡、重体）
騒音による難聴	作業場内での熱中症
	腰痛災害（女性事務職員）

感 想

労働安全衛生法は、昭和47年6月に労働基準法から分離独立して公布された。労働基準法第1条には、この法律で定める労働条件（労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの）及びその基準（最低のものであるため、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないはもとより、その向上を図るように努める）が記されている。企業等の存続のため、安全衛生に係る諸対策を講じざるを得ないという現実には痛いほど理解できるが、我々はともすれば、労働安全衛生法及び労働基準法、そして日本国憲法を忘れがちとなる。人と命の尊厳、これこそが最も重要な出発点であることを悟らされた次第である。